

弁護人冒頭陳述

2024年 6月26日

福岡地方裁判所第4刑事部 御中

被 告 人 グエン・ティ・グエット
(NGUYEN THI NGUYET)

被告人主任弁護人 池 上 遊

被告人 弁護 人 島 翔 吾

本件の死体遺棄被告事件について、弁護人らの主張を述べます。

第1 はじめに

本件の争点は2点です。本件において死体遺棄罪（刑法第190条）の「遺棄」があったといえるかという点と、グエットさんに死体遺棄の故意があったといえるかという点です。

第2 争点1：「遺棄」があったといえるか

1 「遺棄」の解釈

死体遺棄罪（刑法第190条）の「遺棄」について、本件と同様に技能実習生の孤立死産の事案で、昨年、最高裁は次のように判示しています（最高裁判所令和5年3月24日判決、刑集77巻3号41頁）。

「刑法190条は、社会的な習俗に従って死体の埋葬等が行われることにより、死者に対する一般的な宗教的感情や敬けん感情が保護されるべきことを前提に、死体等を損壊し、遺棄し又は領得する行為を処罰する

こととしたものと解される。したがって、習俗上の埋葬等とは認められない態様で死体等を放棄し又は隠匿する行為が死体遺棄罪の『遺棄』に当たると解するのが相当である。そうすると、他者が死体を発見することが困難な状況を作成する隠匿行為が『遺棄』に当たるか否かを判断するに当たっては、それが葬祭の準備又はその一過程として行われたものか否かという観点から検討しただけでは足りず、その態様自体が習俗上の埋葬等と相いれない処置といえるものか否かという観点から検討する必要がある。」

グエットさんの行為は最高裁が示した「遺棄」にあたりません。

この点について、検察官冒頭陳述で語られなかった事実経過（第2項）を踏まえ、グエットさんの行為は、習俗上の埋葬等と相いれない処置といえず、「遺棄」があったといえないことを述べます。

2 検察官冒頭陳述で語られなかった事実経過

- (1) グエットさんは、本国ベトナムの送り出し機関から、妊娠すれば技能実習のために来日できなくなると聞かされていました。そのため、性交渉をした後も、避妊薬を服用し続けており、来日前・来日後の各身体検査において、妊娠は見されませんでした。
- (2) グエットさんは、死産の2か月前、2023年12月に妊娠したかもしれないと気づきました。監理団体¹からは、来日後、妊娠すれば帰国しなければならないと聞かされていました。グエットさんが、異国の日本において人生で初めての妊娠を迎えたことへの不安と帰国による実習終了への恐怖を強く感じたことは容易に想像できます。
- (3) グエットさんは、妊娠について周囲の誰にも相談することができないまま、

¹ 監理団体の定義について、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（技能実習法）第2条第10号。「監理団体は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護について重要な役割を果たすものであることを自覚し、実習監理の責任を適切に果たすとともに、国及び地方公共団体が講ずる施策に協力しなければならない。」（同法5条2項）。

本件当日、経験したことのない陣痛に見舞われ、12時30分頃、死産に至りました。グエットさんが死産した男児は、子宮内で死亡後、数日程度経過していました(甲3)。グエットさんは、破水や大量の出血があり、死産した男児をそのままにしておくことはできないため、入れ物を求めて室内を探し回りました。ようやく見つかったのが白いビニール袋でした。

(4) グエットさんは、交際相手以外の男性との間にできた子どものことを間もなく帰宅する交際相手に知られないようにするにはどうすればよいか、帰国させられないようにするにはどうすればよいか考えているうちに、体力の限界を迎え、他に置いておく場所も思いつかず、男児をすぐそばにあったごみ箱の中にひとまず置きました。

(5) その後、グエットさんは、帰宅した交際相手らとともに、病院へ向かいました。グエットさんが男児をごみ箱の中に置いてから約10時間で、警察がグエットさんの交際相手の自宅に駆けつけ、グエットさんが死産した男児を発見しています。

(6) 以上の事実経過も踏まえて、グエットさんのしたことが習俗上の埋葬等と相いれない処置といえるのかどうかは明らかにされなければなりません。検察官冒頭陳述では、この点を検察官がどのように立証しようとしているのか、全く分かりません。

また、検察官冒頭陳述では、起訴状に記載のない「キッチンばさみでへその緒を切断したこと」、「ごみ箱内の遺体の上に空き箱を被せたこと」を「(公訴事実記載の犯行)」と述べ、被告人の行為を追加しました。

この結果、グエットさんの行為が習俗上の埋葬等と相いれない処置といえるのかどうか、より一層、不明確なものとなりました。

3 行為①：遺体をビニール袋に入れたこと

グエットさんは、遺体をビニール袋に入れていますが、異常な状態で死産し、羊水や血液が滴り落ちる遺体を裸のままにしておくことはできません。そもそ

も、死体はむやみに人目にさらすものではありません。グエットさんが遺体をビニール袋に入れた行為を習俗上の埋葬等と相いれない処置として、遺棄に当たるとすることはできません。

4 行為②：遺体をごみ箱内に置いたこと

起訴状及び検察官冒頭陳述によれば、遺体を置いた場所が「ごみ箱」であったことが強調されています。しかし、遺体はビニール袋に入っていましたし、遺体をごみで汚損しようとしたものでもなく、一般的な宗教的感情や敬けん感情を害するような行為といえません。

また、グエットさんは、ごみ収集車の中に遺体を放り込んだものではありません。遺体をごみ箱に置いた時点では、廃棄処分される危険性があったといえません。グエットさんが事後に遺体をごみ箱から取り出すことは容易でした。あとで「習俗上の埋葬等」を適時適切に行うことが十分に可能だったのです。

5 その他の行為について

グエットさんが、キッチンばさみでへその緒を切断したことも、直ちに習俗上の埋葬等と相いれない処置といえません。

ごみ箱内の遺体の上に空き箱を被せたことも、空き箱の中に入れたのではなく、単に遺体の上に置いただけで、遺体の発見が困難になったとはいえません。

6 まとめ

以上のとおり、グエットさんの行為は、習俗上の埋葬等と相いれない処置といえず、「遺棄」にあたりません。

第3 争点2：死体遺棄の故意があったといえるか

1 死体遺棄の故意があったといえる場合について

最高裁が示した「遺棄」の解釈によれば、グエットさんに死体遺棄の故意があったといえるためには、習俗上の埋葬等とは認められない態様で死体を投棄する認識・認容が必要となります。

しかし、本件では、そのような事実はなく、グエットさんに死体遺棄の故意

があったといえませんが。

2 本件の事情

グエットさんは、当時20歳に達したばかりで、出産は経験がなく、来日したのは半年程度前で、わが国における「習俗上の埋葬等」について、知識や経験は一切ありませんでした。

来日後、監理団体からは妊娠したら帰国となる旨を繰り返し説明されており、グエットさんの性と生殖に関する自己決定権は強く制約されていました。

そのような中、先ほども述べたとおり、グエットさんは、交際相手以外の男性との間にできた子どものことを間もなく帰宅する交際相手にどうすれば知れないようにできるか、帰国させられないようにするにはどうしたら良いか、体力の限界を迎え、他に置いておく場所も思いつかず、すぐそばにあったごみ箱の中にひとまず置きました。

グエットさんは、当然、体力が回復すれば、遺体をごみ箱から取り出そうと考えていました。ところが、帰宅した交際相手らの勧めで病院を受診することになり、入院しなければならなくなりました。

以上の経緯を踏まえると、グエットさんに習俗上の埋葬等とは認められない態様で死体を投棄する認識・認容を認めることはいまだ困難というほかありません。少なくとも、グエットさんに「習俗上の埋葬等と相いれない処置」に及ぶ故意を認めるには合理的な疑いが残ります。

3 まとめ

以上のとおり、グエットさんには、死体遺棄の故意があったとはいえません。

第4 結語

よって、本件においては、死体遺棄罪（刑法第190条）の「遺棄」があったといえず、死体遺棄の故意があったともいえないので、グエットさんは無罪です。

以上